

第 8 2 号議案

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 5 9 年八王子市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1 (第2条関係)

番号	区域	面積 (ヘクタール)
1～72	(略)	(略)
73	平成14年八王子市告示第178号に定める八王子都市計画西寺方地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「西寺方地区整備計画区域」という。)	<u>107.2</u>
74～119	(略)	(略)
<u>120</u>	<u>平成30年八王子市告示第56号に定める八王子都市計画八王子西インターチェンジ北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「八王子西インターチェンジ北地区整備計画区域」という。)</u>	<u>171.0</u>

別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)

1～119 (略)

120 八王子西インターチェンジ北地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さ		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
業務施設地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する	＝	＝	＝	5.01 00平方メートル	1	道路境界線及び隣地境界線までの距離 2メ	＝	38メートル	＝

改正前

別表第1 (第2条関係)

番号	区域	面積 (ヘクタール)
1～72	(略)	(略)
73	平成14年八王子市告示第178号に定める八王子都市計画西寺方地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「西寺方地区整備計画区域」という。)	<u>109.3</u>
74～119	(略)	(略)

別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)

1～119 (略)

30条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物のうち、火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物を除く。）

1 工場（八王子市特別工業地区建築条例別表第2第1項に規定する建築物を除く。）

2 研究所

3 研修所

4 事務所

5 倉庫

6 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの

7 診療所又は病院

8 集会場又は集会所

9 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設

地境界線までの距離
2メートル
2 道路（区画道路1号）境界線までの距離
5メートル

地地区

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

